

茨城県報

号 外 (2)

昭和40年3月29日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

規 則

茨城県規則第21号

茨城県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を次のように定める。

昭和40年3月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の所管に属する民法(明治29年法律第89号)の規定による公益法人の設立及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立許可の申請)

第2条 民法第34条の規定により、公益法人の設立の許可を受けようとする者(以下「設立者」という。)は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設立趣意書
- (2) 社団にあつては定款、財団にあつては寄付行為
- (3) 財産目録(財団にあつては基本財産と運用財産に区分すること。)
- (4) 財産を寄付する者の寄付書(社団にあつては、寄付者のある場合に限る。)
- (5) 不動産、預金、有価証券等の財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- (6) 不動産その他の主たる財産については、その評価をするに十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- (7) 2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算
- (8) 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- (9) 設立者又は設立代表者の履歴書
- (10) 役員に就任を予定されている者の就任承諾書及び身分証明書
- (11) 社団にあつては、社員名簿及び設立総会の議事録の謄本
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の許可申請書及び添付書類には、副本を添えなければならない。

(財産移転の報告)

第3条 設立を許可された法人(以下「法人」という。)は、すみやかに前条第3号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転の終わった後1カ月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書を添付してその旨を知事に報告しなければならない。

(設立登記の届け出)

第4条 法人は、民法第45条第1項の規定により設立の登記をしたときは、2週間以内に登記簿の謄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(登記に関する届け出)

第5条 法人は、民法第45条第3項、第46条第2項又は第48条の規定により登記したときは、2週間以内に登記簿の謄本を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届け出が新たに就任する理事に係るものであるときは、第2条第10号の書類を添えなければならない。

(監事の異動の届け出)

第6条 法人は、監事が就任し、離職し、又は死亡したときはすみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の監事が新たに就任する場合に準用する。

(事業報告)

第7条 法人は、事業年度ごとに次の各号に掲げる書類を作成し、当該事業年度経過後すみやかに知事に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業状況報告書及び翌年度の事業計画書
- (2) 当該年度の収入支出決算書及び翌年度の収支予算書
- (3) 当該年度末における財産目録並びに財産の増減及びその事由を記載した書類
- (4) 社団法人にあつては、当該年度における社員の異動状況を記載した書類

(基本財産処分の承認の申請)

第8条 法人は、基本財産の処分について、定款又は寄付行為の規定により知事の承認を受けようとするときは、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 基本財産の処分の目的、使途、処分金額、処分方法及び補充方法を記載した書類
- (2) 財産目録
- (3) 社団法人にあつては、総会の議事録の謄本及び定款所定の手続きを経たことを証する書類、
財団法人にあつては、寄付行為所定の手続きを経たことを証する書類

(書類及び帳簿の備付け)

第9条 法人は、その事務所に民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 社団法人にあつては定款、財団法人にあつては寄付行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 定款又は寄付行為に規定する機関の議事録に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 官公庁往復書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

(定款又は寄付行為の変更認可の申請)

第10条 法人は、定款又は寄付行為の変更について、民法第38条第2項又は寄付行為の規定により知事の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 定款又は寄付行為の変更の条項及び事由を記載した書類

(2) 定款又は寄付行為の新旧比較対照表

(3) 社団法人にあつては、総会の議事録の謄本及び定款所定の手続きを経たことを証する書類、財団法人にあつては寄付行為所定の手続きを経たことを証する書類

2 前項に規定する定款又は寄付行為の変更が、その法人の事業に係るものであるときは、同項各号に規定する書類のほか、第2条第1項第3号から第7号までに掲げる書類を添えなければならない。

(検査及び報告)

第11条 知事は、必要と認めるときは、法人に対して報告を求め、又は関係職員に法人の事務所に立ち入らせ、法人の業務に関し帳簿その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が実地検査をする場合においては、身分を示す証票(別記様式)を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(解散許可の申請)

第12条 法人は、解散について定款又は寄付行為の規定により、知事の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 解散の事由を記載した書類

(2) 財産目録

(3) 負債関係及び負債処理の方法に関する書類

(4) 残余財産及びその処分方法に関する書類

(5) 事業を他に移譲しようとするときは、相手方の同意書、その他の移譲を証する書類

(6) 登記簿の謄本

(7) 社団法人にあつては、総会の議事録の謄本

(解散の届け出等)

第13条 法人が解散したとき(民法第68条第1項第3号及び第4号の事由による場合を除く。)は、その精算人は民法第77条第1項の規定による登記完了後遅滞なく前条各号の書類を添え(前条の規定により許可申請書に添付した場合は除く。)その旨を知事に届け出なければならない。

2 法人が解散した場合において、その精算中に就職した精算人は、民法第77条第2項の規定による登記完了後遅滞なく登記簿の謄本を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

(残余財産処分の許可の申請)

第14条 法人は、残余財産の処分について、民法第72条第2項又は定款若しくは寄付行為の規定により、知事の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 財 産 目 録
- (2) 負債関係及び負債処理の方法に関する書類
- (3) 残余財産及びその処分方法に関する書類
- (4) 社団法人にあつては、総会議事録の謄本

付 則

この規則は、昭和40年 5 月 1 日から施行する。

別記様式

表

写 真	2.3cm 2 cm	第 号 茨城県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第11条の規定に基づく検査証票 職 氏 名 茨城県知事名 印 年 月 日交付	6 cm
9 cm			

裏

民法第67条

法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
主務官庁ハ何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ビ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

茨城県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
(検査及び報告)

第11条 知事は、必要と認めるときは、法人に対して報告を求め、又は関係職員に法人の事務所に立ち入らせ、法人の業務に関し帳簿その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が実地検査をする場合においては、身分を示す証票(別記様式)を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所